市政モニターの登録者募集

糸島市民や糸島市に興味を持っている人の意見を、できるだけすぐに市政運営の参考にできるように、パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用したアンケート「市政モニター制度」を平成 28 年 1 月から開始します。

それに伴い、アンケートに回答していただく「市政モニター」を募集します。

●「市民モニター」から「市政モニター」へ

これまで、市民からの意見を市政運営に反映させるために、「市民モニター制度」としてアンケートを実施していましたが、これからは市民だけではなく、市外に在住している人の意見も市政運営に取り入れるために、今回「市政モニター制度」として制度を一新します。

また、モニター登録やアンケートの回答もインターネットで簡単にできるようにします。

(※郵送や電話、FAXでの登録はできません。)

●モニター対象者は 15 歳以上 市外の人も登録OK

モニター登録ができるのは、中学生を除く15歳以上の人です。市内在住・市外在住を問いません。(※糸島市職員、糸島市議会議員は登録ができません。)

●内容は簡単なアンケート

市政モニター制度の内容は、市が事務事業の見直しや新規事業を計画する際に、参考にさせてもらうための簡単なアンケートです。

●これまでの活用状況

これまでの市民モニターの活用状況ですが、「図書館の利用状況」のアンケート結果から貸出冊数の 上限を増やしています。また、定例的に「救急講習などの認知度および救急車の利用」に関するアン ケートを行い、市民意識の変化を測っています。

●アンケート回答者の中から抽選で 3,000 円分の商品券を贈呈

アンケートに回答してもらった人の中から、抽選で10名に伊都菜彩や志摩の四季、福ふくの里などで使える糸島市商工会の商品券3,000円分を贈呈します。

抽選は年3回を予定しています。最初の抽選は平成28年3月の予定です。

なお、回答回数が多いほど当選しやすい仕組みになっています。

●まずはモニター登録を

モニター登録者にアンケートをお願いすることになりますので、まずはモニターの登録をお願いします。登録の際に入力されたメールアドレスに、アンケート回答用URLを送付します。

- ・モニター登録の受付開始は、平成28年1月5日(火)です。
- モニターの任期は、登録の取消しをした日までとなります。
- 登録方法はパソコン、スマートフォンまたは携帯電話からのみとなります。
- ※モニター登録用ページのURLは、糸島市ホームページや子育て世代応援 サイト「いとネット」から入ることができます。

https://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/uketsuke/dform.do?acs=monitor



【問い合わせ先】

企画部 企画秘書課 情報化推進係

TEL: 323-1111 (内線 1318)

332-2063 (直通)